# 長野市介護保険フレッシュ情報

V o I .482

### 介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。 長野市トップページ>組織でさがす> 保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

# もくじ

- 台風 19 号の影響による、介護保険認定に関する状況について
- 〇 台風 19 号による介護保険事業所・施設等の備品・設備災害復旧に係る調査について【別紙 1】
- 台風 19 号に伴う災害により被災した施設(老人福祉法、介護保険法に基づく施設等)の災害復旧費ついて
- 〇 「令和元年台風 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」【居宅介護支援、 介護予防日常生活支援・総合事業】Q&A
- 〇 要介護·要支援認定者状況(R元.9月末現在)
- 〇 令和元年 10 月に発生した台風第 19 号により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに 伴う特例措置等について【別紙 2】
- 令和元年台風第 19 号に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて【別紙3】
- 〇 令和元年台風第 19 号に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について【別紙 4】
- 〇 「VISIT 利用申請受付機能」のリリースについて【別紙5】
- 〇 平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和元年度調査)への協力 依頼について【別紙6】
- 2019 年度「医療と介護連携推進協議会」全体研修会中止のお知らせ【別紙7】
- 〇 認知症地域支援関係者等研修会のお知らせ「地域で認知症の人と家族を支えるために」【別 紙8】
- 「食べる楽しみをささえる会」第3回研修会のお知らせ【別紙9】
- 〇 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報~第7号~【別紙 10】
- 〇 介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内(2019年11月)【別紙11】 ※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

## 台風 19 号の影響による、介護保険認定に関する状況について

#### 【認定調査について】

- ・現在、認定調査の予約が入っている方については、被災状況を確認した上で、認定調査を行っています。
- ・豊野支所の被災により、豊野支所管轄(豊野地区、若槻地区、古里地区、柳原地区、長沼地区、朝陽地区)の認定調査実施に遅れが生じています。調査が可能な場合は、本庁等別の場所からの調査員が伺う予定です。
- ・調査日の変更がある場合、キャンセルの電話をしています。後日、調査日の調整のため改めて ご連絡をいたます。
- ・調査を急ぐ場合には、介護保険課認定担当にお問い合わせください。早急に調整いたします。

#### 【認定審査会について】

・審査会については、委員の状況により延期される場合があります。審査会が延期される場合は、 担当ケアマネージャーにご連絡いたします。

> 問い合わせ先:介護保険課認定担当 TEL:026-224-7891 (直通)

# 台風 19 号による介護保険事業所・施設等の備品・設備災害復旧に係る調査につい

厚生省老健局振興課より、令和元年台風 19 号により被災した介護事業所・施設等の備品・設備災害復旧費について調査依頼がありましたので、該当する事業者は、ご回答をお願い致します。既に電子メール登録のある事業者には周知しておりますが、別紙依頼文及び調査票をご覧いただき、長野市ホームページ(調査票含む)にも、掲載しましたのでご対応願います。回答期限 10 月 24 日 (木)

「長野市トップページ」 → 「組織で探す」 → 「保健福祉部高齢者活躍支援課」→ 「新着情報」 → 「台風 19 号による介護保険事業所・施設等の備品・設備災害復旧に係る調査について」

問い合わせ先:高齢者活躍支援課高齢者支援担当 TEL:026-224-5029 介護施設担当 TEL:026-224-5094

# 台風 19 号に伴う災害により被災した施設(老人福祉法、介護保険法に基づく施設等)の災害復旧費ついて

令和元年台風 19 号により被災した施設につきまして、施設の災害復旧に関し、一定の条件を満たし、関東信越厚生局の査定により認められた場合、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」により、経費の一部が補助されます。補助を希望する施設につきましては、下記により対応を願います。

- ●被災した施設について現在調査を実施しています。長野市に対し、被災の報告を行っていない施設がありましたら長野市高齢者活躍支援課介護施設担当までご連絡ください。
- ●被災した状況の写真について

被災施設については、<u>災害査定をまたずに復旧しても差し支えありません</u> ただし、被災状況の写真は、今後、災害復旧事業の実地調査(査定)において、被害状 況を説明いただく際の重要な資料となりますので、当該被災部分について、下記の事例を 参考に念入りに撮影、記録をしておいて下さい。

- (例1) 被災箇所を多面的に撮影する、その長さ、広さがわかるよう、物差しを被災箇所に並べて撮影するなどで、被害内容・規模を明確にする。
- (例2) ガラスが100枚割れていれば、その100枚の被害状況がわかるよう、撮影する。写真がない被災箇所については適用除外となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮っておいて下さい。
- (例3) 豪雨の場合は特に被害状況が残りにくいため、注意して下さい。具体的には床上浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え工事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくにため、適用除外となることもあります。そのため、反り返りがわかるような平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部(サンプル程度)を残しておく。
- ●補助対象は、復旧に要する費用が 80 万円以上のもの (施設等が加入する保険金分を控除した額) に限ります。
- ●復旧工事の見積書(3者以上)をとること。
- ●補助要望があった災害復旧工事の全てが補助されるものと限りません。
- ●「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」による施設整備の実施予定調査を近日中に実施する予定です。長野市ホームページに、内容を掲載予定ですので宜しくお願いします。

「長野市トップページ」 → 「組織で探す」 →

「保健福祉部高齢者活躍支援課」→「新着情報」→

「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金による施設整備の実施予定調査について」

問い合わせ先:高齢者活躍支援課高齢者支援担当 TEL:026-224-5029

介護施設担当 TEL:026-224-5094

## 「令和元年台風 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」 【居宅介護支援、介護予防日常生活支援・総合事業】 Q & A

長野市は、これまでに標記について問い合わせのあった内容についてとりまとめましたので、下記のとおり対応をお願いいたします。

- Q 1 利用者の自宅が被災し、利用者及び家族が避難所等で生活している場合、自 宅への訪問(モニタリング)ができない。どのように対応すればよいか。
- A1 家族全員が被災され、自宅以外の場所(避難所や避難先の家庭、旅館等)で生活している場合でも、避難先へのモニタリングが可能であれば自宅と同様の取扱いとして可能である。ただし、今般の災害に限り、個別に応じ、可能な範囲(電話で確認等)の対応で差し支えない。この場合、「特段の事情」に当たるとし、減算は行わない。経過について、支援経過に詳細を記録すること。
- Q2 利用者が被災により入院となり、自宅が被災し帰宅できる状況にないため、 退院後そのまま緊急ショートとなった。この場合、自宅でのモニタリングがで きないため、減算となるのか。
- A2 減算とはならない。支援経過に詳細を記録すること。
- Q3 利用者が利用予定であった通所介護事業所が被災したため、一時的に別の通 所介護事業所へ変更した。この場合、サービス担当者会議の開催は免除される のか。
- A3 利用者及び居宅介護支援事業所が被災していないため、通常のサービス担当 者会議の開催が必要である。
- Q4 利用者が被災により一時的にサービスを増やす必要がある場合は、サービス 担当者会議の開催を行わなければならないか。
- A 4 今般の災害に限り、個別に応じ、可能な範囲(電話で確認等)の対応で差し 支えない。したがって、減算は行わない。経過について、支援経過に詳細を記 録すること。

ただし、長期化する場合は、一連のケアマネジメントが必要となる。

- Q5 短期間のショートステイを利用していた利用者の自宅が被災し、自宅へ戻れないためやむを得ずショートステイを延長することになったが30日を超えてしまう。この場合、自宅でのモニタリングができないが、減算となるのか。
- A5 モニタリングについては、上記A2と同様。 30日を超える連続減算については、この場合適用しない取扱いとする。
- Q6 居宅介護支援事業所が被災し、システム、利用者関係書類等が消失、保管不可能となった。通常のケアマネジメント業務が困難となったが、どの程度容認されるのか。
- A 6 利用者の安否確認、サービスの必要な利用者への対応を優先し、ケアマネジメントは居宅介護支援事業所が復旧できる状態になった時点から事務的な整理の実施でやむを得ないものとする。

また、サービス利用票と別表が作成できない場合は、誰が、どちらの事業所でサービスを受けているかを事業所内で把握しておく必要がある。この場合は、サービス事業所と連携を図りながら、復旧後の給付管理票作成時に支障のないよう対応すること。

なお、消失した書類については、再度遡って整備する必要はなく、被災後の 対応の整備からで差し支えない。

- Q7 被災により、事業所内のケアマネジャーがしばらく出勤することができない。同事業所内の別のケアマネジャーがケアマネジメント業務を代行することができるか。
- A 7 被災したケアマネジャーと可能な限り連携を図り、情報を把握したうえで、 事業所内で対応可能なケアマネジャーが業務を代行して差し支えない。
- Q8 近隣の市町村の介護老人福祉施設が被災し、入所者の数名を長野市内の介護 老人福祉施設で受入れたが、受入先の施設に併設の通所介護事業所のスペース を利用することになり、通所介護の利用者を一時的に別の通所介護事業所へ変 更することになった。この場合、サービス事業所の変更となるが、サービス担 当者会議の開催が必要か。
- A8 この場合のデイサービスの変更は、今般の被災者に対する取扱いの趣旨と異なるため、施設側の都合で被災していない通所介護事業所の利用者がサービス事業所の変更を行う場合は、通常のケアプラン変更時の取扱いと同様のケアマネジメントが必要となる。しかしながら、既に利用が事後であることから、今回に限り一連のケアマネジメントの不足はやむを得ないものとする。

そのため、介護老人福祉施設側は、できる限り早急に元の通所介護事業の体制に戻すことが必要である。

- Q9 被災した要支援認定の利用者が、近隣のA町に住む娘宅へ一時避難したが、 A町の通所型サービスを利用したい希望がある。この場合、避難先のA町にお いて利用は可能か。
- A 9 長野市は、本市以外のサービス事業所の指定は想定しないため、本市に住民票がある要支援者は他市町村の総合事業サービスを利用することができない。 この場合、利用者の状況に合わせた娘宅での活動やその地域で可能な活動の場を検討することも必要である。
- Q10 有料老人ホームが被災し、入居していた利用者はヘリで救助され市内のショートステイ施設へ一時避難したが、有料老人ホームでレンタルしていた車いす等も全て置き去りにしてきた。受入先の施設も車いすの数に限りがあり用意ができない。この場合、緊急受入先のショートステイ施設で車いすレンタルすることは可能か。
- A10 利用者は常時車いすが必要な状態のため、やむを得ない事由によりレンタル 可能である。
- Q11 利用者の自宅が被災し、家族と共に避難所に避難した。自宅で特殊寝台を利用していた身体状態であったが、避難所では寝返りがうてるベッドがないため困っている。避難所で特殊寝台を新たにレンタルすることは可能か。
- A11 上記A10と同様。
- Q12 介護老人福祉施設が被災し、入所者がやむを得ず長男宅へ一時避難したが、 長男宅で福祉用具が必要となった場合、在宅サービスの利用は可能なのか。
- A12 介護老人福祉施設(特養)の入所者が、在宅サービスを利用することは想定されていないため、入所先の介護老人福祉施設へ相談し、別の入所施設または 医療機関等への受入を相談してもらうよう対応を検討すること。

なお、被災した居宅介護支援事業所では、フレッシュ情報の閲覧ができないと思われるため、 法人内で周知をよろしくお願いいたします。

> 問い合わせ先:介護保険サービス担当 TEL:224-7871 (直通)

【要介護・要支援認定者状況】

(令和元年9月末日現在 地区別認定者数:21,371人)

地区名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第1地区	68	59	113	49	42	42	32	405
第2地区	141	105	208	96	85	99	72	806
第3地区	92	90	167	86	64	74	49	622
第4地区	24	33	56	31	24	28	18	214
第5地区	44	39	70	29	15	26	16	239
芹田地区	156	164	271	134	94	124	80	1, 023
古牧地区	154	139	297	147	133	127	72	1, 069
三輪地区	219	165	293	143	120	108	86	1, 134
吉田地区	144	131	240	100	87	86	75	863
古里地区	97	80	134	78	72	88	53	602
柳原地区	64	46	91	41	36	41	19	338
浅川地区	74	45	108	56	40	62	37	422
大豆島地区	67	66	132	56	65	71	41	498
朝陽地区	110	89	183	108	75	100	71	736
若槻地区	198	157	259	175	134	168	105	1, 196
長沼地区	21	15	42	20	23	29	21	171
安茂里地区	223	190	293	146	105	127	82	1, 166
小田切地区	17	16	21	14	16	13	4	101
芋井地区	33	12	50	17	20	30	19	181
篠ノ井地区	364	356	533	277	221	337	218	2, 306
松代地区	229	214	281	144	117	207	139	1, 331
若穂地区	112	110	146	86	66	99	66	685
川中島地区	213	203	316	174	123	159	107	1, 295
更北地区	289	204	366	193	149	222	133	1, 556
七二会地区	41	21	41	18	32	31	19	203
信更地区	35	36	40	36	20	23	15	205
豊野地区	86	71	154	81	73	93	49	607
戸隠地区	35	13	82	37	36	52	38	293
鬼無里地区	29	18	45	17	15	19	21	164
大岡地区	42	8	38	15	8	8	8	127
信州新町地区	110	37	90	43	59	44	38	421
中条地区	48	27	62	29	21	25	16	228
市外	11	8	34	17	27	40	27	164
合計 (現存者)	3, 590	2, 967	5, 256	2, 693	2, 217	2, 802	1, 846	21, 371



ながのご縁を 信都·長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支 援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。 業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合せ先》長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当 電 話: 026-224-7871 (直通) / F A X: 026-224-8694 Eメール: <u>kaigo@city.nagano.lg.jp</u>